



長野県教育委員会告示第9号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定し、及び長野県天然記念物の指定を解除します。

平成25年9月19日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び名称
絹本著色補陀落山聖境図	1幅	木曾郡大桑村大字須原831番地の1	木曾郡大桑村大字須原831番地の1 定勝寺

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	所在地	指定告示
東北山の千本松	松本市五常字中尾6172番口	平成17年長野県教育委員会告示第8号

文化財・生涯学習課

選告示第47号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成25年9月19日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表中

を

に改める。

35,175
319,842
7,367
22,840
17,358
8,623
6,580
9,045
6,941
104,792
65,332
46,475
20,273
28,342
13,781
19,380
11,838
18,820
9,034
18,930
8,211
7,127
21,514
18,321
38,734
21,394
8,387
26,815

34,956
318,471
7,313
22,678
17,258
8,548
6,547
9,000
6,900
104,179
64,806
46,230
20,150
28,152
13,678
19,267
11,771
18,696
8,976
18,794
8,145
7,063
21,395
18,199
38,532
21,301
8,338
26,682

選挙管理委員会